

# 9月補正予算の概要

高島市議会9月定例議会において、9月補正予算が承認されました。今回の補正予算では、議員報酬の改定に伴う報酬等の増、また現在、全国的に心配されていますアスベスト問題への対策のため市内の公共施設を対象に実施する調査費などを補正しております。今回の補正予算の概要と主な内容についてお知らせします。

一般会計歳入の主な内訳

地方交付税	118,401千円
国庫支出金	40,108千円
県支出金	40,715千円
繰入金	422,799千円
繰越金	▲51,588千円
地方債	36,300千円

歳入歳出補正予算 (単位：千円)

区分	補正前の額	補正額	補正後の額
一般会計	26,229,080	620,000	26,849,080
特別会計	18,360,326	528,865	18,889,241
事業会計	5,852,308	87,360	5,939,668
予算総額	50,441,764	1,236,225	51,677,989

**議会運営事業 24,639千円**

議員報酬改定10月～


- 議長 30万円 → 40万円
- 副議長 23万円 → 34万円
- 議員 21万円 → 31万円

報酬、議員期末手当、共済費の増額



**アスベスト対策費 6,918千円**


- 使用実態調査費  
小学校19校・中学校6校
- 対策調査費  
アスベスト含有試験  
庁舎・公民館等44施設



**総合発展計画策定事業 4,082千円**

- 「市民と協働で進めるまちづくり研修会」講演会
- 総合発展計画アンケート集計分析、アンケート調査郵送代

財源：合併補助金 2,800千円




**病院事業会計負担金 288,750千円**

総額 601,750千円

当初予算額 313,000千円

今回補正額 288,750千円

財源：一般財源 288,750千円



**今津東小学校屋内運動場改築事業 10,000千円**

屋内運動場改築工事（解体工事含む）設計業務

- 平成18年度改築工事

財源：合併特別債 9,500千円  
一般財源 500千円



**地域介護・福祉空間整備事業 42,413千円**

介護保険制度改革により、平成18年度から介護予防や地域密着型サービス、地域包括支援センター業務を行うこととなり、センターの電算システム等の整備費および小規模多機能型居宅介護施設整備（改修）に補助を行います。

また、地域密着型サービスとして、今津地域ではB&G屋内温水プールの2階会議室、安曇川地域では世代交流センターの一部をそれぞれ改修し、高齢者筋力トレーニング機器を整備します。

財源：国庫支出金 27,487千円  
県支出金 128千円  
繰入金（福祉基金） 14,500千円  
一般財源 298千円

**地域振興事業 38,757千円**

各地域まちづくり事業

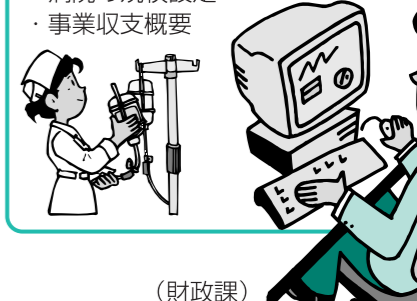
- 地域振興事業 6月 64,838千円  
9月 5,215千円  
計 70,053千円
- 自治組織独自事業 9月 33,542千円  
計 33,542千円  
合計 103,595千円

例：  
マキノ地域…ネーチャートレイル整備事業  
今津地域…魅力ある地域づくり事業  
朽木地域…木製オブジェ制作委託  
安曇川地域…魅力ある地域づくり事業  
高島地域…地域活性化事業  
新旭地域…地域でまなぶふれあうまちづくり事業

**公立高島総合病院整備事業 6,720千円**

病院の内部環境、外部環境を調査分析し、地域に必要な医療機能と医療の提供体制・形態や目指すべき病院の方向性等を策定します。

- 病院基本構想業務委託
- 医療環境調査
- 病院の基本的機能
- 病院の規模設定
- 事業収支概要



(財政課)

# 税金の納期内納付にご協力ください。

みなさんが納付された税金は、日常使っている道路や公園、安心して暮らせるための消防や医療、上下水道、そして豊かな生活ができるよう福祉やごみ処理など形を変えて生活を支えています。

毎日の生活が税金と深く関わっていることをご理解いただき、税金は必ず納期内に納めるようご協力をお願いします。納期限を過ぎても税金を納めていると、納期限後20日以内に督促状が送付され、一通につき督促手数料100円が加算されます。さらに文書や電話による催告を受けるほか、遅延利息として納税するまでの日数に応じて年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は4.1パーセント）の高い率の延滞金もあわせて納めなければなりません。また、それでも完納されない場合、やむを得ず本人の財産や給与等を差押え、強制的に徴収する滞納処分を行うこととなります。

なお、災害や病気など特別な理由で納期内に納税することが困難になった場合は、早めに税務課または各支所住民課にご相談ください。

## ■市税等の滞納整理対策を強化！

市では、市税や水道料など各種の徴収金の滞納を二掃するため、税務課と各担当課のほかに、9月から収納対策推進本部と専任の滞納整理室を設置しました。今後、市税等は市の貴重な収入財源であるという原則を再認識し、滞納者との個別接触により早期回収を行い、場合によっては財産の差押等を行います。


## ■個人住民税の県による直接徴収・滞納処分を実施！

県では、滞納整理特別対策室を設置し、県税の未納額の回収に特別体制で取り組んでいます。特に高額滞納者や長期滞納者に対しては、地方税法の特例に基づき個人住民税の県による直接徴収が行われています。高島市においても、市からの納付や納税相談の呼びかけにに応じられなかった滞納案件について11月より県に徴



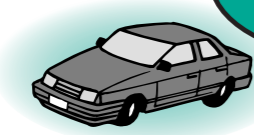
収権を引き継ぎました。今後、県からの納付催告で納税されない場合や納税相談されない場合は、給与・預貯金等の財産を差し押さえるなど厳正な滞納処分が実施されます。税金は「共同社会の会費」といわれています。また、水道料や保育料などは受益に対する負担金です。これらの納付により社会の制度、秩序が維持されていますので納期内の納付にご協力ください。

(税務課)

## ■財産が差押えられると・・・



**差押**

<p>●勤務先に給与の支払い状況などの照会を行い、差押えた後、雇用主から徴収します。</p> <p><b>給与</b></p> 	<p>●原則として即時徴収を行いますので、引き出しや自動振替等ができなくなることがあります。</p> <p><b>預貯金</b></p> 
<p>●登録を差押えらると自動車の抹消登録ができなくなり後日引き上げ、公売を行います。</p> <p><b>自動車</b></p> 	<p>●登記簿に登録され権利者に通知するほか、納税がなければ公売を行います。</p> <p><b>不動産</b></p> 